

甲南会第 83 号
令和 3 年 8 月 5 日

関係者 各位

社会福祉法人甲南会
理事長 森田 則久
(公印省略)

「K o h n a n k a i f e s」～みんなスマ～ 協賛のお願い

平素は、弊法人、特別養護老人ホームせせらぎ苑および甲南のぞみ保育園の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊会では、下記の日程にて、地域に向けたイベントとして「kohnankai fes」～みんなスマ～を開催するべく、準備を進めているところです。本来ならば、令和 2 年度の開催を目指し、事業計画にも掲げ進めておりましたが、昨年度はコロナ禍により断念いたしました。まだまだ新型コロナウイルスにつきましては、終息の見通しが不透明ではございますが、感染対策に万全を期し、with コロナ・after コロナを見据えながら実施したいと考えております。

つきましては、この事業に賛同いただける事業所の皆様におかれましては、別紙の内容にてご支援をいただきたくお願い申し上げます。

記

開催日時：令和 3 年 11 月 21 日（日） 10：00～15：00

開催場所：ハートヘルスパーク（甲賀市甲南町葛木 サッカーグラウンド）

主 催：社会福祉法人甲南会

後 援：甲賀市・甲賀市教育委員会（令和 3 年 7 月現在）

参加対象：甲南会に関わりのある方、甲南会およびイベントに興味のあるすべての方

開催趣旨：別紙のとおり

募集期間：令和 3 年 8 月 5 日～令和 3 年 10 月 25 日

以上

「Kohnankai fes ～みんスマ～」協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人甲南会が実施する「kohnankai fes」～みんスマ～（以降「甲南会フェス」という）における趣旨、「甲賀市で働く人財が増える。介護や福祉・保育で働く仲間を増やす。認知症の方や子育てを地域全体で支援できるまちへ。甲賀市（甲南）が好きでずっと、住み続けたいまちになる。みんなが笑顔（スマイル）になれる．．．」に賛同し、イベントへの協賛を申し出た団体及び企業等の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(協賛事項)

第2条 協賛については、次に掲げる事項とする。

- 1 協賛金 甲南会フェスの運営支援のため提供する資金(1口2,000円～)
- 2 協賛物品 甲南会フェスの運営で活用される物品の提供
物品については、相談させていただきます。
- 3 協賛ブース 甲南会フェスの保育・介護展示コーナーで啓発などへの協力
(1ブース テント 1/2 (2.7m×3.6m) 5,000円)
スペースの都合上、調整させていただく場合があります。

(協賛募集)

第3条 甲南会フェスの事務局である甲南会は、ホームページやSNSおよび印刷物等により広く協賛を募集するものとする。

(協賛の申込み)

第4条 申出団体は、申込書（別記様式1）を事務局（甲南会）に提出するものとする。

(審査基準)

第5条 甲南会フェス実行委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申出団体の申し込みを受理するものとする。

- 1) 協賛物品等が、青少年の保護や社会通念上、合致しないと認められる場合。
- 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定する風俗営業者及び性風俗特殊営業者
- 3) 次のような暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる団体
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4) 特定の政治、思想、宗教党の活動を目的に利用しようと認められる団体等

5) その他、甲南会が社会通念上、不相当と認める団体等

2 審査会は、甲南会フェス実行委員会により組織する。

(協賛受理の連絡)

第6条 協賛の受理等の連絡については、別記様式2により当該申出団体に連絡するものとする。

(協賛団体及び物品の取り扱い)

第7条 協賛が受理された申出団体（以下「協賛団体」という）が甲南会フェスに協賛している旨について、関連するホームページやSNS及び印刷物等に表示するものとする。

2 協賛団体は、当該団体名、及び当該団体が協賛している旨について協賛物品に表示することができる。

3 協賛物品のデザイン、数量及び納付先については事務局との協議により決定する。

(取消基準)

第8条 甲南会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該協賛団体の申し込みを取り消すことができる。

1 第4条の申込書に虚偽の記載があったとき。

2 第5条の各号のいずれかに該当することが判明したとき。

3 そのほか協賛団体としてふさわしくない行為があったとき。

(中止の場合の取り扱い)

第9条 甲南会フェスが荒天等により中止になった場合も、協賛金や協賛物品については、原則返金は行わない。ただし、天変地異により広告などでの発信や寄付物品の受入れを行うより以前に中止の判断した場合は、全額返金等を行うものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式 1

甲南会フェス協賛申込書

_____ (企業・事業所名) は、甲南会フェス開催の趣旨
に賛同し、イベントへの協賛を申し込みます。

ふりがな			
事業所・企業名 (広告等に掲載する名前)			
住 所	〒		
連 絡 先	電 話		FAX
	E-MAIL		
担当者部署 (役職) 及び氏名	部署・役職		
	氏 名		
協賛内容 ※協賛いただける内容 (番号)に○、及び必要 事項をご記入ください。	1 協賛金 一口 2,000 円 申込数: _____ 口 (_____ 円)		
	2 協賛物品: ・ _____ を提供します。 ・ 物品は甲南会と相談にて決定します。		
	3 協賛ブース (1 ブース: テント 1/2 3.6m×2.7m : 5,000 円) 内容:		

申し込みにあたり、「kohnankai fes～みんスマ～」協賛要綱を遵守することを誓約します。

事業所・企業名

代表者

印

(代表者は、支店等の代表者でも可)